

市民意見募集（パブリックコメント）結果

「和歌山市こども計画（案）」に対するご意見を募集した結果、５６件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

募集案件	和歌山市こども計画（案）
受付期間	令和６年１２月２６日～令和７年１月２４日
ご意見の件数	７名・５６件

■ご意見の概要と市の考え方

番号	ご意見の概要	市の考え方
1	和歌山市こども計画の基本理念として、子ども権利条約のこどもの人権・権利への理念が欠落している。 こどもの人権の観点から、こどもに対する差別の現状、改善は喫緊の重要な課題であるが、和歌山市は在住朝鮮人のこどもに対する教育差別を行っている。 これは重大な人権侵害であるとともに多様性のある教育を否定するものであって、この在日朝鮮人のこどもたちへの教育差別の撤廃なくしてこども計画など絵にかいた餅に過ぎない考える。 和歌山市の行政は、この在日朝鮮人のこどもたちに対する差別問題を真摯に捉え、早急にこれを改善すべきである。	子どもの権利条約については、世界の合意であり、国際法であります。日本も批准しています。 子どもの権利条約の理念を尊重し、こどもたちの健やかな成長を支援するため、様々な取組を行っております。例えばいじめ防止対策として、関係機関と連携し、相談窓口の設置や教職員研修などを実施しています。また虐待防止の為に、関係機関とも連携した体制を構築し、早期発見・早期対応に努めています。さらに、こどもたちの意見表明の機会を確保するため、こどもたちが自ら考え創る市政「明日の和歌山市を築くジュニア会議」や学校評議会などを開催し、こどもたちの声を市政に反映できるように努めています。
2	子どもの権利条例制定を求めます。子どもたちが未来に希望が持てるように、子ども一人ひとりが大切にされていると思える社会に、まずは大人たちが変えていかなくては！	和歌山市子どもの権利条例については、現時点では制定を予定していませんが、本計画においては、こどもの権利について、1ページの計画策定の背景と趣旨、67ページの計画の基本理念の説明、150ページのこども・若者の意見聴取の実施に、その内容を盛り込みました。今後も、こどもの権利を尊重しながら、こども関連施策に取り組んでまいります。
3	こども計画案の中に、子どもの権利条例制定を書き加えてほしいです。	
4	子どもの権利条約制定を求めます。子どもの権利が守られ、子ども達が皆平等に幸せに暮らすために、子どもの権利条約を周知してほしい。また、権利条約を実現するためにも、子どもの権利条約に基づいた子ども条例をつくってほしい。	

番号	ご意見の概要	市の考え方
5	同和保育基本方針があるので、明記すべき。	本計画は、こども基本法に基づき、こども施策を一体的に推進するため策定するものであることを鑑み、同和保育基本方針も含め、関係法令、規則等全般を勘案した計画として作成しています。
6	こども、子供、子どもなど、計画・案のなかには、さまざまな記され方があるので、統一してはどうか。	令和4年9月15日付け内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室より出された「「こども」表記の推奨について」の通知に基づき、本計画については、法律名、固有名詞に沿った表記及び既存の事業名・組織名以外につきましては、平仮名表記の「こども」に統一します。
7	P29 基本目標 4 さまざまな家庭への支援の充実 取組における課題 「DV支援や保護者の精神疾患、知的障害などのさまざまな理由による養育能力の低さに起因する・・・」と記されているが、障害者＝能力が低いと読み取れるので、文言を変えてほしい。	「保護者の精神疾患、知的障害など様々な理由による」という部分が指摘されていると思いますので、その部分は削除させていただき、『DV支援や様々な理由による養育力不足に起因する…』と変更させていただきます。
8	P32 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果 小学生・中学生・高校生対象調査 支援学校はふくまれるか否かを記すべき。	当該調査の対象の学校は、市立の学校です。ご指摘のとおり、対象を明確にするため、32ページの(3)調査の方法と回収状況について、「市内の小学校・中学校・高校」を「市立の～」に改めます。今後、同様の調査を行うにあたり、対象者が適切かどうか精査してまいります。

番号	ご意見の概要	市の考え方
9	P33 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果 地域子育て支援拠点事業の利用意向 下の棒グラフの4項目目「現在利用しておらず、これからも利用したいとは思わない」が約半数あることの課題をしっかりと総括して下の枠内に記してほしい。	当該事業は、主に乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親子を対象とした地域の遊びの広場として展開しており、未就園児が対象の事業です。 「現在利用しておらず、これからも利用したいとは思わない」と回答した426人の内訳を分析したところ、就園児保護者が353人、未就園児保護者が72人、就園状況不明・無回答1人となっています。この結果は、回答者の子の就園状況を反映したものと考えられます。 なお、本調査は国が示す調査項目に基づいて実施しており、対象者を限定せずに実施しています。ただし、今回の分析結果を踏まえ、今後の調査設計においては、より詳細な利用実態や需要を把握するため、就園状況等の属性と組み合わせた分析が可能となるよう、検討してまいります。

番号	ご意見の概要	市の考え方
10	P51 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果 自分の悩んでいることを相談できる人 「お父さん」「お母さん」と記さないとだめか。保護者としてはどうか。	ご指摘の「保護者」という表記について慎重に検討させていただきました。 本調査結果からは、こどもが悩みを相談する相手として、お母さん（79.8%）とお父さん（48.8%）の間に約30ポイントの顕著な差が見られています。このような違いは、家庭内でのこどもとの関わり方や相談相手としての役割に、実態として大きな差異があることを示唆しています。 このため、「保護者」という一括りの表記ではなく、現状の区分けを維持することで、より正確な実態把握と、それに基づく効果的な支援策の検討が可能になると考えております。 なお、今回いただいた表記に関するご意見は、今後の調査設計の際の重要な参考とさせていただきます。
11	P65 課題まとめ(2)多様な家族形態への支援強化 LGBTQや障害者、外国人などのマイノリティが記されていない。	ご指摘ありがとうございます。性自認や性的指向がLGBTQに含まれない方もいるので、性的マイノリティとした上で、「ひとり親を含む子育て家庭への経済的支援～」を「ひとり親家庭、性的マイノリティ、障害者、外国人等を含む子育て家庭への経済的支援～」に改めます。

番号	ご意見の概要	市の考え方
12	P66 課題まとめ(5)子供の健康と発達支援の強化 健康と発達支援を一つの項目にすべきでない。 また、5歳児相談事業などの改善などによる発達支援は遅い。 さらに、「デジタル社会における子供の健全な成長」とあるが、スクールギガ構想でデジタルに頼り切る子育てが見受けられるので、しっかりとルールや規制を明記すべき。	心身の健やかな成長（健康）のため、健康診査や発達支援を行っています。5歳児相談までは4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健診等で発達の支援を実施しています。他にも個別相談や親子教室、児童発達支援事業所等につなげるなどの支援を行っているところです。 デジタル社会におけるこどもの健全な成長に関しては、ご家庭ごとの価値観や環境に応じた子育てに配慮しつつ、情報リテラシー教育の意義を共有して推進していきます。 また、ICT活用能力の育成と合わせて情報モラル教育も充実させていきます。
13	P67,70 計画の基本的な方向 「みんなで子育て 子どもが健やかにきらきらと育つまち」のスローガンについて、健やかやきらきら育つなどの表現は、育てる側の言葉であり、子ども自身のスローガンではないと思う。また、健やかとは心身ともに健康であることを意味するので、排除される子どももいるのではないか。	こども基本法第3条第5項において、「こどもの養育については、（中略）こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。」が基本理念のひとつとして明記されています。支援が必要な方も含めた全てのこどもたちが健やかに育つことのできる環境を整備することを目指し、本計画を推進していきます。

番号	ご意見の概要	市の考え方
14	P70 計画の施策体系の右側、L G B T Qの子どもが抜け落ちていないか。	基本目標2(3)No.40において、男女共同参画推進行動計画に基づき性的マイノリティに対する偏見をなくし、正しい理解を広めるための啓発に努めております。 ※性自認や性的指向がLGBTQに含まれない方もいるので、性的マイノリティとしています。
15	P72,79 一時預かり、産後ケアなど、オンラインで申請できるよう、早急をお願いします。以前一時預かりの申し込みに、上の子と新生児を連れて並んだが、職員から「こんな小さいうちから連れてこられたのか…」と子どもを見て言われた。小さな子を連れて並ばないといけない状況だからこそ、一時預かりを希望しているのに…。窓口のスタッフが、親子の現状をもう少し理解できるような研修も同時に行ってください。	一時預かり事業に関して、現在、オンライン申請導入に向けて検討中です。 また、一時預かりの申込みの際の窓口対応については、相手方の気持ちに寄り添った対応を心がけるよう日頃から指導しているところですが、今後も、子育て世帯の心情に寄り添った対応を行うよう努めて参ります。 産後ケア事業については、令和7年度からオンライン申請を行う方向で検討しています。
16	P75 施策No.17 乳幼児発達支援の充実 状況に応じて児童発達支援センターや医療機関等、関係機関を紹介します。とありますが、地元の保育所や小学校と連携した取り組みが必要なので、明記されてはどうか。	園をはじめ、お子さんが通われている機関との連携は重要なものと考えておりますので、いただいたご意見を踏まえ、本計画に記載することとします。

番号	ご意見の概要	市の考え方
17	P76 施策No.18 5歳児相談事業 「巡回訪問して・・・早期発見と円滑な就学」とあるが、訪問する時間くらいで判断がつかないと思う。発達に課題のある子どもであるにもかかわらず、心配いらないとスルーされ、就学支援に繋がるどころか、大丈夫ですと太鼓判を押された事例もあった。事業としては非常に重要であるので、しっかり取り組むことができるよう記されたい。	巡回前に、保護者に記入いただいた生活状況調査票により日頃の家庭での様子を把握したり、先生から毎日の集団生活での様子をお伺いしたうえで、観察させていただいています。保護者や先生のご意見は大変貴重なものと考えています。発達の課題については状況や環境等で変化することもあり、お子さんの現状と将来を見据えた支援をしていきたいと考えています。
18	P77 基本目標1(4)食育の推進 所々に「パートナー」と記されているが、食育にパートナは必要ですか？ また、日中の平日に行けない、働かざるを得ない妊婦のためのオンラインや冊子などにして渡すとか、オークワ本社のスーパー内で今日のおかずの実践調理が以前されていたので、民間と協力するなどの工夫をされてはどうか。	親となる若い世代が食に関する知識を身につけ、実践し、次世代につなげていくことが重要であることから、妊産婦やそのパートナー・親等を通じた食育を進める必要があると考えています。オンライン、冊子の活用や民間事業者との協力については、今後、検討してまいります。

番号	ご意見の概要	市の考え方
19	P79 ファミリーサポートセンターの利用の際、補助してもらいたい。使いたいのはやまやまだが、やはり金銭的なことを考えて踏み出せないです。	育児支援助成事業において、3人以上養育している世帯に補助を行っています。今後当事業を実施していく上での貴重なご意見として承ります。
20	P80 施策No.29 地域子育て支援拠点事業 子育ての孤立を防ぐとしてSNSやチラシの配布とあるが、保育所や地域の隣保館、学校でも配布してはどうか。また配布先を具体的に記してほしい。	地域子育て支援拠点事業は、子育て支援情報誌である「つれもて子育て応援ブック」に詳細について掲載しており、妊娠届時、4ヶ月児健診に来られた方、転入者に配付しています。また、チラシは各拠点施設や子育て支援課窓口で配布しています。当事業は未就園児を対象としており、チラシを保育所や学校で配布することは予定していませんが、引き続きSNS等を活用し周知に向けて取り組んでまいります。
21	P80～82 基本目標2（2）地域における子育て支援の充実 本町子育てパークや砂山ほんわカフェ、「木のおうち」（p80）などの所在地を一覧にすべき。p82表内も。	砂山ほんわカフェ、「木のおうち」等、親子の交流の場についての情報は、子育て応援情報誌である「つれもて子育て応援ブック」に掲載しています。本町子育てパークについても、今後掲載することを検討していきます。

番号	ご意見の概要	市の考え方
22	P81 児童館を充実させてほしい。児童館の数が地域の児童数に対して少なく、地区によって認知・利用に偏りがある。児童館の活動を通して、子どもの興味の幅が広がったり地域交流につながる。また、小学生以上の子ども達の安心できる居場所として必要なのでは。	児童館は、児童の健全な遊びの場の提供や健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童福祉施設であり、児童が自主的に集まり、遊びや学習を通して他者と関わり合うなかで学び、成長していく場所であると考えています。また、地域の皆様の活動の拠点となる開かれた施設でもあります。 児童館の数を増やすことは難しいため、地域の公共施設の改修等を行う際には、地域の実情を把握し、児童館機能を備えた施設となるよう関係部局と調整してまいります。
23	P83 基本目標 2（3）仕事と子育ての両立の推進 「多様性を尊重」は必要であるので、具体的に明記してほしい。	「多様性を尊重する社会の構築」を「多様な家庭環境や働き方が尊重される社会の構築」に改めます。
24	P83 施策No.42 みんなで子育て推進事業 「主に夫婦や子育て中を対象に・・・」と記されているが、あえて夫婦と記すのはなぜか。	みんなで子育て推進事業は、保護者の方だけでなく、子育て経験のない方にもご参加いただいています。主にという言葉のとおり、夫婦はその一例です。今後も子育てに関わる又は関わる予定である様々な方に向けて、協力して家事・育児を行うことの大切さについて考えるきっかけづくりの場を提供してまいります。

番号	ご意見の概要	市の考え方
25	P83 施策No.43 企業・事業者に対するワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 施策No.44 男性の育児休暇取得の推進 くるみん認定制度とは何か。	くるみん認定制度とは、従業員の育児と仕事の両立をサポートする体制が整っている企業を認定する国の制度です。 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が申請を行うことにより「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。 子育てサポート企業として認定を受けると、認定マーク（くるみんマーク）を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができます。
26	P83 施策No.44 男性の育児休暇取得の推進 男性の育休推進は同時に女性の就労環境整備でもあるので、男性の育休を推進するのであれば同時に女性の就労などさまざまな面での環境整備を明記されるべきではないでしょうか。	女性の就労環境整備は、ご意見の通り重要な事項であることから取り組む必要があるものと考えており、さまざまな面での環境整備は施策No.43「企業・事業者に対するワーク・ライフ・バランスの普及・啓発」において記載の通り、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発の上、働きやすい職場環境の整備に取り組んでまいります。 また、男性の育児休暇取得が進むことは、女性の子育て環境の充実や職場復帰など、共働き世帯における仕事と子育ての両立に大きな影響がある中で、和歌山県内における育児休暇の取得率は男性が36.9%、女性が92.4%と差が大きいことから、特に課題があるものとして記載しております。

番号	ご意見の概要	市の考え方
27	P83 中小の企業でも男性の育休をもっと取れるようにほしい。共働き世帯の時短勤務など家事育児仕事を夫婦共にできるよう企業と連携できないか。夫の会社では育休後に違う場所に転勤させられた人がいたと聞き、怖くて育休を取ってとは言えなかった。	男性が育児休暇を取得しづらい職場環境の要因としては、育児休暇に対する理解が不足していること、前例が少なく制度を利用しにくいこと、一人当たりの業務量が多く代替となる人員が不足していることなど多様な理由が考えられます。 本市におきましては、育児・介護休業法やくるみん認定制度等の普及啓発に加え、企業の生産性向上に関する支援や人材確保に関する支援を行っております。また、市内企業が所属する経済団体と連携し、働き方改革を推進しております。 今後も企業の働きやすい職場環境整備を促進するため、取組を進めてまいります。
28	P85 施策No.46 子育てに関する情報提供 「子どもの発達支援ガイドブック」は非常にわかりやすいガイドブックであるので、健診時に全員配布するとか、QRコードの入ったカードを渡るなどして、一人でも多くの人に読んでもらえる工夫をされてはどうか。 また、発達支援にかかわって、専門機関に繋がたくても保護者が認めない場合もあるため、広く周知をすべきではないでしょうか。	部数の都合上、健診での全員配布は難しいですが、保健所、地域子育て支援拠点施設、市役所関係窓口に備え付けています。また、ホームページでも閲覧可能となっています。今後も必要な方に行き渡るよう周知していきます。 なお、令和7年2月に改定します。

番号	ご意見の概要	市の考え方
29	P85,86 施策No.48 両親教室 両親教室は、保護者ではないか。	両親教室の対象者は保護者です。生まれてくる前から、子育てを学ぶ教室となります。両親教室という名称は、一定程度浸透しており、わかりやすい名称であると考えます。
30	P87 基本目標3(1)幼児教育・保育の質の向上 子どもの声を取り入れては？	幼児教育・保育の質の向上に限らず、本計画を策定するにあたり、こども・若者・子育て当事者へヒアリングを行い、その意見を反映させています。計画策定後、施策を実施・評価するにあたって、こども・若者・子育て当事者の意見を聴き反映させる取組を進めていく予定です。 幼児教育・保育の質の向上を図るため、様々な形で表れる園児の声を取り入れることができるよう努めてまいります。 また、教員の指導力向上の基本として、こどもをしっかりとみるという観点を大切に、こどもたちが主体的に活動できるような取組を進めてまいります。
31	P90 施策No.65 家庭支援推進保育事業の充実 保護者育ても重要な役割であるので保護者もともに育つことを明記されてはどうか。	ご意見のとおり、家庭支援推進保育事業の充実には保護者育ても重要な役割であるため、保護者もともに育つことを明記します。

番号	ご意見の概要	市の考え方
32	P94～96 基本目標4(2)障害のある子どもと家庭への支援 障害をひとくくりにせず、一つ一つ丁寧に説明を入れてほしい。	この計画上、障害という表記にしているのは、計画を推進していく上で本市が実施しているサービスにはどのような趣旨でどのようなものがあるのかをわかりやすく説明するためです。 障害者支援課等で配布している実際にサービスを利用される方にご覧いただく「障害者（児）福祉のしおり」では、障害をひとくくりにせず、できるだけ一つ一つ丁寧に説明させていただいています。 今後も関連事業において、それぞれの障害の種別や障害の程度に応じ受けられるサービスの内容を丁寧に説明したり、その方に合わせた対応を行ってまいります。また、各々の障害についての理解を深める施策に取り組んでまいります。
33	P94～96 発達課題のある子を育てる親たちがつながることができる支援がほしい。1人で抱えて不安。専門家による個別の相談もありがたいが、日常的に親同士がつながることができる場を設けているところは、ほんの一握りしかない。	こどもの発育や発達に不安を感じた時や子育てに行き詰った時などに、子育て中の方が相談できる場所や専門的な医療、アドバイスを受けることができる施設、団体等の情報を掲載した冊子「子どもの発達支援ガイドブック てとて」を令和7年2月に改定します。この中では、「親の会」の情報も掲載しており、そこに参加することで保護者の方たちの情報交換等を行っていただくことができますので、ぜひ活用してください。

番号	ご意見の概要	市の考え方
34	P94 和歌山市に住む発達障害のこどもを育てる者です。 案を拝見しましたが、特別支援学校のことや特別支援学級、通級指導教室についての記載が少なく感じました。 子供の数は減っているのに支援が必要な子の数は増えています。 手厚い支援をしていくという姿勢を市政で見せていただけると、和歌山市で子育てしたいと思うご家庭が増えると思います。	個別の支援に対しては、最大限努力していくべきことであると認識しています。ただ、計画の中に記載する内容として、障害のある人への理解促進を中心とし、児童生徒と直接かかわる教員等への研修の充実を目標に掲げ、記載しているところです。 なお、特別支援学級や通級指導教室については、各校や各地域の実情に応じて設置しておりますので、全体に係る計画に記載することは難しいと考えています。 今後も、個別の支援の充実に努めてまいります。
35	P95 施策No.87 心身障害児福祉年金の支給 国の制度では、身体と知的の手帳をもつ20歳未満の子どもへの支援はあるが、精神保健福祉手帳を持つ20歳未満の子どもへの支援はないのでしょうか。 また、手当を支給する大人を「父または母等」とある表記は、保護者にしてはどうでしょうか。	心身障害児福祉年金について、精神障害者保健福祉手帳の所持者は対象とはなっていません。今後、他自治体の状況も参考に研究してまいります。 また、国制度の特別児童扶養手当は手帳所持者を受給要件にはしておらず、20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害があるもしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童となっています。 なお、手当を支給する大人を「父または母等」としているのは、和歌山市心身障害児福祉年金条例第2条に合わせ「父または母等」という表記にしています。

番号	ご意見の概要	市の考え方
36	P94,96 子育て当事者の意見に関連して 施策No.79 障害のある人への理解促進 支援学級に専門の先生を配置してほしい。 また、「なかよし」学級の名称について、さまざまな呼び方が市内の学校でされているが、「なかよくしうたって」という従来の考え方から、障害は社会にあるという考え方に沿った教育や呼び方を考えてほしい。	小・中学校、義務教育学校の特別支援学級の担当教員は、各校に在籍する教員が担当しています。小・中学校、義務教育学校の教員は、特別支援学校教諭免許を所持している教員の割合が少ない状況ですが、都道府県教育委員会の講習等の受講により、特別支援学校教諭免許の取得率は徐々に上昇しつつあります。今後も引き続き、特別支援教育の専門知識を習得した教員の育成に努めてまいります。 また、特別支援学級の名称については各学校で考えており、「なかよし」だけでなく、花の名前や、空の様子、数字、アルファベットなど多岐にわたっており、今後も各学校で判断していくことであると考えております。
37	P97 基本目標4(3)その他支援が必要な子供と家庭への支援の充実 その他➡さまざまと表記してはどうか。 LGBTQの子どもたちについて記されていないと思うので、明記してはどうか。	ご指摘ありがとうございます。「その他」が何を指し示すのか不明確であるため、削除いたします。 また、基本目標2(3)No.40において、男女共同参画推進行動計画に基づき性的マイノリティに対する偏見をなくし、正しい理解を広めるための啓発に努めております。 ※性自認や性的指向がLGBTQに含まれない方もいるので、性的マイノリティとしています。

番号	ご意見の概要	市の考え方
38	P97 施策No.93 ヤングケアラー支援 子どもらしくとは、どんな姿か。	令和5年12月22日に閣議決定されたこども大綱から、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送っている状態であると考えます。
39	P99 基本目標5(1)子どもの権利擁護と人権教育の推進 この項には、それぞれのマイノリティの子どものことをしっかり明記されたほうがいいのではないのでしょうか。人権教育に関しては、教える側に大きな問題が明るみになり、丁寧に知ることと学ぶことが大切だと思います。	こどもの権利擁護という文言はマイノリティのこどもを含む、全てのこどもを対象としており、本項において個別具体的な明記はしていませんが、本市としては、全てのこどもの人権を尊重し、差別・偏見のない社会を目指しています。 引き続き、児童生徒の確かな人権感覚の育成に向け、在学中に下記に示すすべての重点的に取り組む人権課題を学習できるよう、人権教育の計画的な実施について、教える側も含め学校全体で人権教育に取り組む体制を強化します。 ○子供の人権○高齢者の人権○障害のある人の人権 ○同和問題（部落差別）○外国人の人権○感染症に関する問題○インターネットによる人権侵害○北朝鮮当局による拉致問題等○性に関する人権
40	P101 施策No.102 子育てひろばの充実 「また、母親・父親への・・・」とあるが、保護者として記すべきではないのでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。和歌山市家庭教育支援条例に基づき、「保護者」に改めます。

番号	ご意見の概要	市の考え方
41	P102～104 基本目標5(3)学校教育の充実と教育環境の整備 ICT教育は、非常に中途半端で無責任だと感じる場面もある。便利なこともある一方で、守らなければならないルールやモラルがあるが、子どもたちには全く伝わっていない。 また、子ども同士でゲームのアカウントを売買する行為も横行している中、ICT教育より道徳が必要と思う。また、すべての学校とある場合は、市内の支援学校も含むのか。	ICTを活用するにあたり、ルールやモラルの重要性を共に学び、子ども達の健全な成長を目指しつつ、道徳教育も併せて充実させていきます。また、「基本目標5(3)学校教育の充実と教育環境の整備」に記載している内容は、和歌山市立学校における各施策を記載しているものであり、市内に市立の特別支援学校はないため、これらの施策の対象からは外れます。
42	P103 施策No.112 信頼される学校づくり 信頼される学校づくりの学校評価とはどのようなものか。	学校評価は幼稚園・学校が教育活動や学校運営について、具体的な目標を設定し、その達成状況や取組の適切さを検証するもので、自己評価及び学校関係者評価を実施し、その結果を説明・公表するものです。
43	P103 施策No.114 特別支援教育児童生徒指導事業 特別支援教育児童生徒指導事業にある、支援委員会は偏った説明をしたりするので、（支援学校を選択せざるを得ないような）運営面を再考してほしい。	就学先については、保護者が最終決定できる仕組みになっていますが、より丁寧な説明になるよう努めてまいります。

番号	ご意見の概要	市の考え方
44	P108,109 基本目標5(5)困難を有する子供・若者への支援 不登校について、児童館に通う子どもは学校に通い出席していることにしてはどうか。同じ市の施設であるということと学推の先生方はじめ、多くの人が児童館や隣保館とかかわりをもっているので検討されてはどうか。	出席の扱いについては、当該児童生徒と家庭、学校、施設等と協議し、学習指導要領に則った学習が実施できているかなどの情報共有を行ったうえで、最終は学校長判断になります。

番号	ご意見の概要	市の考え方
45	P108 不登校の子どもを抱える親子の居場所、親の相談先、親同士がつながることのできる場所を増やしてほしい。不登校の子たちの学校以外の選択肢を増やしてください。学校に行けないことで、子どもたちが自信を失い長期の引きこもり状態にならないように何とかお願いします。	こども家庭センターにおいて相談には応じています。また、相談の中で必要な関係機関への繋ぎを行っています。 和歌山市立子ども支援センターでは不登校に関する電話相談・来所相談を行うとともに、全中学校及び義務教育学校区（小学校も支援対象）にスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校等の様々なケースの解決にむけ相談支援を行っています。学校以外の居場所としてふれあい教室を運営し、保護者会で支援情報提供や保護者同士の交流も行っています。 また、校内ではありますが令和6年度、市立全中学校及び義務教育学校に校内教育支援センターとして、学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や気持ちを落ち着かせたいときに利用できる居場所を設置しました。「学校が苦手な児童生徒の保護者の方へ」という相談先を掲載したリーフレットを学校を通じて保護者向けに配付、市のSNSに掲載し周知を図っているところです。 今後も児童生徒の学校復帰と社会的自立に向けて学びが継続できる居場所の確保と相談先の周知に努めてまいります。

番号	ご意見の概要	市の考え方
46	P113 施策No.144 文化芸術による子供育成総合事業 質の高い文化芸術を鑑賞・体験するとあるが、「質の高い文化芸術」とは何か。	「質の高い文化芸術」とは、文化芸術団体や芸術家など、より専門性の高い文化芸術を示しています。
47	P117 基本目標6(4)経済的支援の拡充 「質の高い教育」とは何か。	「質の高い教育」とは、幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、全てのこどもが家庭の経済状況や置かれている環境に関わらず、豊かな体験を通じて、生きる力の基礎を育むことができる教育を指します。 このような質の高い教育を全てのこどもたちに保障するため、本市では基本目標6(4)に掲載している経済的支援を実施しています。 これらの支援を通じて、全てのこどもたちの学びが保障され、一人一人の可能性を最大限に伸ばすことができる教育環境の実現を目指しています。
48	P118 小・中学校ともに給食はオーガニックなど安全な食材を使用しあたたかいものにしてほしい。 また、国を相手に牛乳を選択性にしてほしいという裁判が起こっている。子ども達の安全を守るためにも、給食の牛乳を選択できるようにしてほしい。	本市では、和歌山市立学校に対し、令和5年度からオーガニック給食を順次拡大して実施しています。 牛乳の提供については、学校給食法を遵守し、国の動向を注視しながら、対応していきます。

番号	ご意見の概要	市の考え方
49	P121 基本目標7(2)結婚・新生活支援 和歌山市の婚活事業は結婚しなければならないと言わんばかりで（結婚を希望する人と注意書きされているが）疑問を感じます。	わかやまKoiむすびは、結婚を希望する方を対象にした事業であり、結婚を推奨している訳ではございません。 個人の様々な価値観を尊重しながら、結婚を希望する方に向けた出会いの機会の提供や経済支援を行ってまいります。
50	P151 用語集 インクルーシブ教育について 障害のある人となない人が共に学ぶ仕組みと記されているが、ともに学ぶために誰が何をどうすればいいのかをともに考え話し合い実行する行程が大切であると理解しています。 市の記し方では、概念だけが記されているので、ただ一緒にすればいいということでもないので、少し丁寧に記してほしい。	インクルーシブ教育システムの構築については、文部科学省から、その重要性が示されているところですが、和歌山市こども計画でお伝えしたい「インクルーシブ教育」の意味は、用語集にある「障害のある人となない人が共に学ぶ仕組み」であるため、そのような表記となっております。
51	地域子育て支援拠点を卒業してから、就園就学後の居場所がない。「園に相談できる」と言われるが、先生は多忙に感じて相談しづらい。就園後の子育て支援拠点を作ってください。保育園が休みの週末はワンオペ育児なので行く場所がないのはつらいです。	現時点で、就園後の子育て支援拠点をつくる予定はございませんが、子育ての相談については、利用者支援事業において、電話相談や自宅への訪問相談など、家庭のご事情に寄り添った支援を提供しています。 こども家庭センターでは、子育ての相談の中で必要に応じてご家庭に合った地域資源の紹介等を行っています。また、地域資源の開拓にも努めているところです。 貴重なご意見として承り、こども・子育て支援施策の充実に取り組んでまいります。

番号	ご意見の概要	市の考え方
52	子ども連れて買い物の時、預かってくれるサービスはないか。	ファミリー・サポート・センター事業では、1時間単位でご利用可能です。ご意見を参考とし、子育て支援施策の充実に取り組んでまいります。
53	新しいこども計画では子育て支援に重きが置かれ、子どもの意見や育ちへの観点が無いように見受けられた。こども家庭庁は家や学校以外に子どもの居場所づくりを推進しているが、和歌山市もこの点を重視するべきである。 居場所は建物の中だけではない。思い切り遊べる場、色んな人と関われる空間が子どもの成長を促し、居場所となる。遊びは子どもたちの思いやる力、折り合いの付け方、想像する力、創造する力を育む。身体を使っての外遊びは五感を養う。例えば、現存する公園をプレーパークとしてプレーリーダーを置き、子どもたちがいつでも遊べる環境を整えれば居場所になる。子どもの成長には体験活動がいいといわれるが低所得家庭では時間も経済も余裕がない。プレーパークならコスト無しで様々な体験ができる。 和歌山市は周辺に自然が多く残っている。この環境を活かして子どもが健やかに育つようサポートすれば、子育てし易い地域社会がつけれると考える。	本計画を策定するにあたり、こども・若者・子育て当事者へヒアリングを行い、その意見を反映させています。計画策定後、施策を実施・評価するにあたっても、こども・若者・子育て当事者の意見を聴き反映させる取組を進めていく予定です。 また、こどもの居場所づくりについては、現在実施に向けて検討しているところです。 NPO等からプレーリーダーを置きたい等の申し出があれば、受け入れを検討していきます。

番号	ご意見の概要	市の考え方
54	家から歩いて行ける場所に公園がほしい。だがないので、車で 行っています。でも駐車場が無い（あっても少ない）時が多くて 困っています。	公園は、機能・目的により街区公園、近隣公園、地区公園、総合 公園などに分けられており、地区公園（和歌山東公園・西庄ふれあ いの郷等）や総合公園（四季の郷公園・つつじが丘総合公園等）な どの大規模な公園には駐車場を設けるようにしています。 近隣公園や街区公園につきましては、主として近隣に住居する人 たちの利用に供することを目的とした公園のため、徒歩圏を想定し ており駐車場は整備しておりません。 市の公園施設の情報を市民の方により良く知ってもらうため、市 のHP（公園施設）の充実など検討してまいります。
55	公園の簡易トイレ、狭くて不潔。親が行きたくても、狭いので子 どもと一緒に入れない。子どもを2人連れているとなおさらで、放っ ておくわけにはいかないので困る。就園就学して1人で行けるようにな ったからといって、性被害等の不安などがある。何とかしてほしい。	市内の都市公園などに設置しているトイレについては、清掃業者 により定期的に清掃を実施しています。また、老朽化したトイレを 計画的にバリアフリー機能のあるトイレに更新していく予定です。 公園のトイレにおいて性被害等の防犯対策は難しいのが現状です が、更新時に照明による明るさの確保や障害物を減らし死角を少な くすることで、防犯に配慮したトイレ整備を検討していきます。 また、こどもから高齢者まで地域の皆さまが交流し、公園が地域 の交流拠点となることで、安心安全な公園づくりに取り組んでいき ます。
56	ある程度の広さがあり、野球などのボールあそびがのびのびとで きる公園がほしい。また、各公園に時計を設置してほしい。	紀の川緑地等では野球などのボール遊びが可能です。市内約700 箇所の公園があり、すべての公園の時計設置の予定はありません。